

教育資金の一括贈与特例の改正

Q : 教育資金の一括贈与特例が改正されたようですが、どのようになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

教育資金の一括贈与特例は令和3年3月31日まで2年延長され、次の改正がされました。

①受贈者の所得要件

受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、適用が受けられないこととなりました。

②教育資金の範囲

教育資金の範囲から、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設の利用料が除外されました。

③贈与者の死亡と相続税

受贈者が贈与者から死亡前3年以内に信託等により取得した信託受益権等に非課税制度を受けたことがあるときは、その死亡日における管理残高を受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなすこととされました。

④契約の終了事由

受贈者が30歳に達した場合でも、達した日において学校に在学している場合、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合は、教育資金管理契約は終了しないものとされ、40歳まで非課税の取扱いが継続されることとされました。

